

自衛官募集事務に係る情報提供について

事項	提供個人情報の内容	件数	提供先	提供期間	個人情報を提供する理由又は必要性
住民基本台帳	平成14年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた男女及び平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた男女の氏名・生年月日・住所	6,812件	自衛隊長野地方協力本部長	令和6年4月26日から5月17日	<p>自衛隊適齢者名簿の提供は、自衛官募集事務に関わるもので、自衛隊法第97条で「市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」とされ、自衛隊法施行令第120条では「自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と謳われている。</p> <p>また、防衛省と総務省の連名により令和3年2月5日付けで（防人育第1450号、総行住第12号）で、「自衛隊募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものでないこと。」と通知されている。</p> <p>個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に該当すると判断し、提供したもの。</p> <p>なお、提供した名簿については、使用後に回収している。</p>